

平成 27 年 3 月 6 日
総務省関東管区行政評価局
(局長： 淵上 茂)

特定外来生物の飼養等の許可、防除等に関する行政評価・監視
〈所見表示に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要〉

関東管区行政評価局、栃木行政評価事務所及び群馬行政評価事務所では、「特定外来生物の飼養等の許可、防除等に関する行政評価・監視」の所見表示（平成 26 年 3 月 27 日所見表示）に対する改善措置状況について、関東地方環境事務所及び関東農政局からの回答を受け（2回目のフォローアップ）、その概要を取りまとめましたので、公表します。

○「特定外来生物の飼養等の許可、防除等に関する行政評価・監視」

平成 26 年 3 月 27 日、関東地方環境事務所及び関東農政局に所見表示
所見表示に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要は、別添参照

〈本件照会先〉
総務省関東管区行政評価局
第一部第 1 評価監視官 柳田
電 話：048-600-2319
F A X：048-600-2337

「特定外来生物の飼養等の許可、防除等に関する行政評価・監視」の所見表示に対する その後の改善措置状況

実地調査：平成25年12月～26年3月
所見表示先：関東地方環境事務所、関東農政局
所見表示日：平成26年3月27日
回 答 日：(1回目)平成26年5月16日、23日
(2回目)平成27年2月24日、20日

<調査の背景>

- ・ 国は、外来生物法等に基づき、生態系等に被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれがある外来生物を特定外来生物として指定(平成27年2月現在112種類)し、飼養等、輸入、譲渡し、野外へ放つことを原則禁止
- ・ しかし、外来生物法違反による全国の検挙件数は増加。首都圏においても、無許可での特定外来生物の飼養、譲渡し等により検挙される事件が発生

主な所見表示事項

1 特定外来生物の取扱いの適正化

(1) 飼養等の許可違反への厳正な対応

(2) 飼養等の許可を受けていない者への譲渡し等の禁止

(3) 許可条件の遵守

2 特定外来生物の防除の推進

主な改善措置状況

・ 無許可飼養等の違反事例として指摘した24事例については、許可を受けていたことがその後判明した1件を除き、厳重注意の上、個体の処分、更新許可等が行われ23事例すべてが適正化

・ 平成26年11月、関東地方外来種対策連絡会議(10都県、農政局、地方環境事務所等で構成)を立ち上げ、各都県に無許可飼養等に関する情報の連絡を依頼。関東地方環境事務所及び関東農政局は、提報があった場合、聞き取り、必要に応じ現地調査等を行い、違反と認められるときは厳正に対処

・ 関東地方環境事務所及び関東農政局は、26年5月から、新規・更新の許可証の交付の際に、譲受け、譲渡しの際には相手先の許可番号を確認することが必要であることを記載した資料を送付し、周知徹底

・ 関東地方環境事務所及び関東農政局は、26年5月から、新規・更新の許可証の交付の際に、届出の遵守を求める資料を送付し、周知徹底

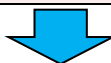
・ 関東地方外来種対策連絡会議において、各都県の防除に関する情報を交換し、防除の必要性・有効性を確認するとともに、情報共有体制を構築。今後、同会議を年1回程度開催し、生息情報等を共有し、必要に応じ、防除に関して検討

1 特定外来生物の取扱いの適正化

(1) 飼養等の許可違反への厳正な対応

主な調査結果

- 県条例により危険な動物とされていた特定外来生物を飼養していた12事業者等のうち4事業者等が、外来生物法施行(平成17年)後も無許可で飼養
 - ① ワピチ(シカ属)、アカシカ及びファロージカについて複数は無許可で飼養(1事業者)
 - ② タイワンザル及びカニクイザルを無許可(許可を受けていた18年10月から23年10月までを除く。)で飼養(1事業者)
 - ③ アカゲザル(4匹)について、在来種と誤認していたとして、無許可で飼養(1団体)
 - ④ カニクイザル(1匹)について、許可申請の必要性を知らされていなかったとして、17年から19年までの2年間、無許可で飼養(1人)
- 以上のほか、無許可飼養の事例あり
 - ⑤ カダヤシ(13匹)を無許可で飼養して22年9月から23年12月まで研究(1団体)
 - ⑥ キタリス(15匹)の飼養について、19年6月に動物取扱業の登録を行ったが、外来生物法による許可申請を行っていないもの(1事業者)(※)
 - ⑦ アライグマ(7匹)について、展示目的で、17年から22年までの4年間、無許可で飼養(1事業者) ※ 許可を受けていたことがその後判明
 - ⑧ アライグマ(2匹)を展示目的で17年8月に譲り受けているが、許可申請を行っていない期間あり。また、フクロギツネ(2匹)を20年7月に譲り受けたが、死亡までの間、許可申請を行っていないもの(1事業者)



所見表示の要旨

【関東地方環境事務所、関東農政局】

- ① 都県条例による許可を受けていたもの、更新申請が行われていないもの及び特定外来生物を譲り受けたものについて、情報を収集の上、許可を受けていない者に対しては、取扱い制度、手続、許可基準等を通知し、許可申請等の必要な手続を行うよう指導するとともに、指導に応じない者に対しては立入りを行う等厳正に対処すること。
- ② 都県、同教育委員会等の協力を得て、学術研究の目的で新たに特定外来生物の飼養等を行う者の情報を収集の上、許可申請等の必要な手続を行っていない者に対しては、立入りを行う等厳正に対処すること。
- ③ 動物愛護管理法に基づき新たに動物取扱業の登録を行った者の情報を収集の上、これらの者に対し、特定外来生物の同定マニュアル及び取扱いに関する制度、手続、許可基準等について、周知徹底を図ること。



改善措置状況

- ① 平成26年11月、関東地方外来種対策連絡会議(構成員:10都県、2農政局、関東森林管理局、3地方整備局、関東地方環境事務所)を立ち上げ、各都県に、許可無く飼養等している者がいた場合、関東地方環境事務所に連絡するよう依頼(関東地方環境事務所)
- ② 26年10月、各都県教育委員長に学校等へ外来生物法について周知するよう文書で協力依頼。併せて、学術研究及び教育目的で特定外来生物を飼養等する場合、関東地方環境事務所に連絡するよう周知(関東地方環境事務所)
- ③ 26年10月、各都県に新たに動物取扱業の登録を行った者に外来生物法のパンフレット配布により周知するよう文書で協力依頼(関東地方環境事務所、関東農政局)
※ 関東地方環境事務所及び関東農政局は、上記①～③の依頼及び周知の結果、飼養等許可を受けずに飼養等している提報があった場合、聞き取り、必要に応じ現地調査等を行い、外来生物法に違反していると認められるときには厳正に対処

(2) 飼養等の許可を受けていない者への譲渡し等の禁止

主な調査結果

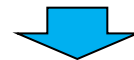
- 展示目的でアライグマ及びフクロギツネの飼養等許可を受けている1事業者が、飼養等の許可を受けていない事業者に平成17年8月にアライグマ(2匹)、20年7月にフクロギツネ(2匹)を譲渡し(1事例、再掲)
- 無許可飼養等の疑いで関東地方環境事務所に情報提供があった事案について、処理記録が作成されているのは、平成24年度の3件のみ
同事務所は、飼養等の許可を受けた事業者が、無許可の事業者に生きたモクズガニを譲り渡している旨の情報を入手しながら、前者に対する指導までには至っていない(1事例)



所見表示の要旨

【関東地方環境事務所、関東農政局】

- ① 新規許可及び更新許可の際、飼養等の許可を受けていない者等に特定外来生物の譲渡し等を行わないよう指導すること。
- ② 無許可飼養等の疑いで情報提供があった事案について、処理記録を作成・保管し、無許可飼養等に至った経緯等を収集の上、飼養等の許可を受けていない者等に譲渡し等を行った者に対して厳正に対処すること。



改善措置状況

- ① 譲受け・譲渡しの際には、相手の許可番号を確認することが必要であることを記載した資料を新たに作成し、平成26年5月から新規・更新の許可証交付の際に送付し周知徹底(関東地方環境事務所、関東農政局)
- ② 無許可飼養等に関する連絡があった場合、26年5月から記録を作成。違反するものについては、厳正に対処(関東地方環境事務所)



アライグマ(環境省HPより)

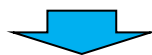


モクズガニ(環境省HPより)

(3) 許可条件の遵守

主な調査結果

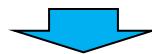
- 関東地方環境事務所は、飼養等許可を受けている者への立入検査を実施したことなし
- 生業の維持を目的としてモクズガニ等の飼養等許可を受けている30事業者及び展示を目的としてアライグマ、カミツキガメ等の飼養等許可を受けている12事業者を調査した結果、次のとおり不適切な事例あり
 - ① 許可申請書に添付されている水槽型飼養施設と異なる水槽(ふた、施錠設備が設けられておらず、特定飼養等施設の基準を満たしていない。)でカミツキガメ(3匹)を飼養(1事例)
 - ② 許可を受けた頭数(12頭)を超える13頭のアキスジカを飼養しているが、個体数の増加の届出を行っていない等、特定外来生物の数量の変更届出が不適切なもの(8事例)
 - ③ カミツキガメへのマイクロチップの埋込みを行っていないなど、識別措置を講じていないもの(5事業者)



所見表示の要旨

【関東地方環境事務所、関東農政局】

- ① 飼養等の許可を受けている者に対し、届出の遵守について指導を徹底すること。
- ② 飼養等の許可を受けている者からの特定外来生物の数量の変更、識別措置等に係る届出状況を踏まえ、許可条件を遵守していない者に対しては、立入検査を行う等厳正に対処すること。



改善措置状況

- ① 新規・更新の許可証発行の際に届出の遵守を求める資料を送付することを平成26年5月から行い、周知徹底(関東地方環境事務所、関東農政局)
- ② アライグマの展示目的による飼養等許可を受けた者に対して、平成26年10月、連携して、現地調査及び増減台帳の確認を実施。その結果、施設及び台帳について不備はなし(関東地方環境事務所、関東農政局)



カミツキガメ(環境省HPより)



アキスジカ(環境省HPより)

2 特定外来生物の防除の推進

主な調査結果

- 関東地域のアライグマ、羽田沼(栃木県)のオオクチバス及び印旛沼(千葉県)周辺のカミツキガメ、関東地方整備局管内の直轄国道及び直轄管理河川におけるオオキンケイギク等植物5種類の特定外来生物については、国の行政機関が生息(生育)状況等に関する情報を収集。また、平成26年度には、狭山丘陵におけるキタリスの生息調査を予定。しかし、これら以外に、国の行政機関による特定外来生物の生息(生育)状況等に係る情報収集はみられない。
- 埼玉、栃木及び群馬県内の124市町村のうち回答があった120市町村において、アライグマは、県・市町村主体で、ある程度の防除が進んでいる一方、市町村が生息するとしている他の特定外来生物(21種類)については、防除されていない(ウシガエル、ガビチョウ等14種類)、防除が低調(ブルーギル、アレチウリ等7種類)。また、市町村からは国で対策を考えてほしい等の意見あり
- 関東地方環境事務所は、無許可飼養等の疑いで情報提供があった事案の処理過程において、米軍横田基地近くの雑木林にソウシチョウが多数生息しているとの情報を入手しているが、制度上保全を図る地域と認められない等として、当該生息状況の事実確認を未実施

所見表示の要旨



【関東地方環境事務所】

- ① 防除の必要性及び有効性について周知・広報を強化するほか、地方公共団体、民間団体等に協力を求めて、特定外来生物の生息(生育)、被害及び防除実施の状況に関する情報を広く収集・整理し、提供するとともに、計画的な防除並びに地方公共団体及び民間団体等に対する積極的な技術支援を行うこと。
- ② 無許可飼養等の疑いで提供された情報を契機として特定外来生物の生息(生育)実態を把握し、必要に応じ防除を行うこと。

改善措置状況



- ① 平成26年11月に立ち上げた関東地方外来種対策連絡会議において、各都県の防除状況について情報交換し、防除の必要性・有効性を確認。また、電子メールによる都県等担当者の連絡網を整備し、防除に関して今後、情報共有する体制を構築
生息情報については、各都県の協力の下、市町村別アライグマ捕獲数を取りまとめ、都県等と情報共有(27年3月完成予定)
今後、連絡会議は、年1回程度開催し、生息情報等を共有し、必要に応じて、防除に関して検討 (関東地方環境事務所)
- ② 指摘のあった事例について、生息情報を収集するとともに、26年8月に現地調査を実施し、その概要を連絡会議において情報共有。今後、連絡会議は、年1回程度開催し、生息情報等を共有し、必要に応じて、防除に関して検討 (関東地方環境事務所)



ウシガエル
(環境省HPより)